

本日(平成29年5月12日) 貸切バス適正化事業実施機関の指定を受けました

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられました。

また、平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて適正化事業実施機関が巡回指導等を行うための負担金制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受けて、当センターは関東地区における一般貸切旅客自動車運送事業者への適正化事業実施機関となることを目指し、関東運輸局長あて一般貸切旅客自動車運送適正化機関としての指定申請を行っておりましたが、この度、5月12日付で国土交通大臣より適正化事業実施機関として指定を受けました。

今後は安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて業務を推進してまいります。

- ・ 指定に係る区域

東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県、山梨県

- ・ 適正化事業の開始予定日

平成29年7月1日